

2025年7月

各 位

株式会社 大垣共立銀行

各種預金規定等改定のお知らせ

近年わが国では、電話をかけるなどして信用させ現金等をだましとる特殊詐欺が多発しており、当社も「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止」の管理態勢を強化し、安心・安全な金融システムの維持に努めております。

こうした背景から、当社では、金融庁策定の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき見直しを行い、各種預金規定等の「取引の制限等」および「解約等」の一部条項の改定を行いますのでご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにおかれましても適用いたしますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定日

2025年10月1日（水）

2. 対象規定

- ・普通預金規定
- ・定期預金共通規定
- ・貯蓄預金規定
- ・Webスタイル普通預金取引規定
- ・外貨普通預金規定
- ・外貨定期預金規定

3. 改定内容

改定内容は下記の通りです。

普通預金規定 第21条（取引の制限等）

改定前	改定後
(1) 現行通り	(1) 現行通り
(新設)	<u>(2) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</u>
(新設)	<u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当社の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当社に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</u>

改定前	改定後
<p>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p>	<p>(4)当社からの各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p>
<p>(3)前2項に定めるいずれの取引制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>(5)前第1項から第4項に定めるいずれの取引制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。</p>

普通預金規定 第22条（解約等）

改定前	改定後
<p>(1)現行通り</p>	<p>(1)現行通り</p>
<p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金が犯罪に利用された場合</p> <p>③この預金の預金者が譲渡、質入れ等の禁止に違反した場合</p> <p>④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p>	<p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金が犯罪に利用された場合</p> <p>③この預金の預金者が譲渡、質入れ等の禁止に違反した場合</p> <p>④法令で定める本人確認等における確認事項、および第21条第1項で定める当社からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合</p>

改定前	改定後
⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合	⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ⑥第21条第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合 ⑦この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑧前第1号から第7号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認に応じない場合
(3) 現行通り	(3) 現行通り
(4) 現行通り	(4) 現行通り
(5) 現行通り	(5) 現行通り

定期預金共通規定 第4条（取引の制限等）

改定前	改定後
(1) 現行通り	(1) 現行通り
(新設)	<u>(2) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</u>
(新設)	<u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当社の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当社に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</u>
<u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u>	<u>(4) 当社からの各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u>

改定前	改定後
(3)前2項に定めるいずれの取引制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。	(5)前第1項から第4項に定めるいずれの取引制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

貯蓄預金規定 第22条（取引の制限等）

改定前	改定後
(1)現行通り	(1)現行通り
(新設)	<u>(2)1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</u>
(新設)	<u>(3)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当社の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当社に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</u>
(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。	(4)当社からの各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
(3)前2項に定めるいずれの取引制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。	(5)前第1項から第4項に定めるいずれの取引制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

貯蓄預金規定 第23条（解約等）

改定前	改定後
(1) 現行通り	(1) 現行通り
<p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金が犯罪に利用された場合</p> <p>③この預金の預金者が譲渡、質入れ等の禁止に違反した場合</p> <p>④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p>	<p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金が犯罪に利用された場合</p> <p>③この預金の預金者が譲渡、質入れ等の禁止に違反した場合</p> <p>④<u>法令で定める本人確認等における確認事項、および第22条第1項で定める当社からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合</u></p> <p>⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>⑥<u>第22条第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合</u></p> <p>⑦この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑧<u>前第1号から第7号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認に応じない場合</u></p>
(3) 現行通り	(3) 現行通り
(4) 現行通り	(4) 現行通り
(5) 現行通り	(5) 現行通り

Web スタイル普通預金取引規定 第17条（取引の制限等）

改定前	改定後
1. 現行通り	1. 現行通り
(新設)	<u>2. 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</u>
(新設)	<u>3. 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当社の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当社に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</u>
<u>2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u>	<u>4. 当社からの各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u>
<u>3. 前2項に定めるいずれの取引制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。</u>	<u>5. 前第1項から第4項に定めるいずれの取引制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。</u>

Web スタイル普通預金取引規定 第18条（解約等）

改定前	改定後
1. 現行通り	1. 現行通り
2. 次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。	2. 次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

改定前	改定後
<p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金が犯罪に利用された場合</p> <p>③この預金の預金者が譲渡、質入れ等の禁止に違反した場合</p> <p>④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p>	<p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金が犯罪に利用された場合</p> <p>③この預金の預金者が譲渡、質入れ等の禁止に違反した場合</p> <p>④<u>法令で定める本人確認等における確認事項、および第17条第1項で定める当社からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合</u></p> <p>⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>⑥<u>第17条第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合</u></p> <p>⑦この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑧<u>前第1号から第7号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認に応じない場合</u></p>
<p>3. 現行通り</p> <p>4. 現行通り</p> <p>5. 現行通り</p>	<p>3. 現行通り</p> <p>4. 現行通り</p> <p>5. 現行通り</p>

外貨普通預金規定 第16条（取引の制限等）

改定前	改定後
(1) 現行通り	(1) 現行通り
(新設)	<u>(2) 1年以上利用のない預金口座は、払戻等の預金取引の一部を制限する場合があります。</u>

改定前	改定後
(新設)	(3)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当社の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当社に届け出た在留期間が超過した場合、払戻等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。	(4)当社からの各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
(3)前2項に定めるいずれの取引制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。	(5)前第1項から第4項に定めるいずれの取引制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

外貨普通預金規定 第17条 (解約等)

改定前	改定後
(1)現行通り	(1)現行通り
<p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金が犯罪に利用された場合</p>	<p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金が犯罪に利用された場合</p>

改定前	改定後
<p>③この預金の預金者が譲渡、質入れ等の禁止に違反した場合</p> <p>④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p>	<p>③この預金の預金者が譲渡、質入れ等の禁止に違反した場合</p> <p>④法令で定める本人確認等における確認事項、および第16条第1項で定める当社からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合</p> <p>⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>⑥第16条第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合</p> <p>⑦この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑧前第1号から第7号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認に応じない場合</p>
(3) 現行通り	(3) 現行通り
(4) 現行通り	(4) 現行通り
(5) 現行通り	(5) 現行通り

外貨定期預金規定 第9条（取引の制限等）

改定前	改定後
(1) 現行通り	(1) 現行通り
(新設)	<u>(2) 1年以上利用のない預金口座は、払戻等の預金取引の一部を制限する場合があります。</u>
(新設)	<u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当社の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当社に届け出た在留期間が超過した場合、払戻等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</u>

改 定 前	改 定 後
<p>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p>	<p>(4)当社からの各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p>
<p>(3)前2項に定めるいずれの取引制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>(5)前第1項から第4項に定めるいずれの取引制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。</p>

以 上